

平成30年7月13日
三次市総務部秘書広報課

平成30年7月豪雨災害に伴う 三次市の対応について

平成30年7月豪雨で被災された皆様にお見舞い申し上げます。
三次市では、被災された皆様に対しまして、別紙のとおり対応しております
ので、お知らせします。

本件に関するお問い合わせ先



三次市 総務部 秘書広報課 秘書広報係(担当/東山、笹岡)
電話番号:0824-62-6103
FAX番号:0824-62-6223
E-mail: hisyo@city.miyoshi.hiroshima.jp
〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

1 リ災証明書の申請受付

平成30年7月11日（水）から受付を開始しています。

(1) 受付窓口

三次市役所 市民部課税課（本庁本館1階）、各支所

(2) 受付時間

平日8時30分～17時15分（課税課は19時まで）

※ 課税課では、7月中の土曜日、日曜日、祝日も8時30分から17時15分まで受付を行っています。

(3) 問い合わせ先

市民部課税課資産税係

電話：0824-62-6124 FAX：0824-62-6345

E-mail：kazei@city.miyoshi.hiroshima.jp

2 三次市災害見舞金

この度の豪雨で住家の床上浸水や建物の一部に被害を受けた方に対して、災害見舞金を支給します。

(1) 受付窓口

三次市役所 市民部課税課（本庁本館1階）

※リ災証明書の申請時に同時に受付ができます。

(2) 受付期間

平成30年7月13日（金）～平成30年8月31日（金）

平日8時30分～19時まで

※7月中は土曜日、日曜日、祝日も受付を行います。

(3) 支給対象の要件

①三次市に住民登録をされ、現に居住されている方

②自己の所有又は他人の所有にかかわらず、住家として使用していた家屋が被災された方

③リ災証明で「大規模半壊」又は「半壊」と認められた方

※床上浸水、家屋の損壊状況により認定されます。

(4) 支給額

5万円

(5) 届出に必要なもの

①印鑑（ゴム印、浸透印は使用できません）

②振込口座のわかるもの

(6) 問い合わせ先

福祉保健部社会福祉課社会福祉係

電話：0824-62-6146 FAX：0824-62-6285

E-mail：fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp

3 浸水した家屋の消毒

下記のとおり消毒を実施しています。消毒を希望される方は、消毒が実施可能な状態になる前にご相談いただき、消毒実施日を調整していただきますようお願いいたします。また、消毒の件数により、必ずしも希望日に実施ができない場合がありますのでご了承ください。

床上浸水	消毒箇所を清掃のうえ、乾燥した状態になられたら三次市が消毒を行います（湿った状態では消毒効果が望めません）。後日、床下の消毒を行います。
床下浸水	近くで便槽等の水があふれた場合、消毒を行います。
薬品の配布	消毒をご自身で行っていただける方については、消毒薬を提供します。

(1) 受付窓口

三次市役所 産業環境部環境政策課 環境政策係（本庁本館4階）、各支所

(2) 受付時間

平日8時30分～17時15分

※7月14日（土）～16日（月祝）は、環境政策課で
8時30分から17時15分まで受付を行います。

(3) 問い合わせ先

産業環境部環境政策課環境政策係

電話：0824-62-6136 FAX：0824-62-6397

E-mail：kankyo@city.miyoshi.hiroshima.jp

4 災害廃棄物の特別収集と臨時受入

(1) 臨時受入

・受入期間

平日9時00分～16時00分

※7月14日（土）～16日（月祝）も受入れを行います。

(2) 特別収集

対象地区では、自宅前で収集を行います。

・期間

7月9日（月）から当面の間

・対象地区

畠敷町下畠敷地区、三次町願万地地区

※ その他の地区で床上浸水等した場合の収集については、個別にご相談ください。

(3) 問い合わせ先

環境クリーンセンター

電話：0824-66-3449 FAX：0824-66-3168

産業環境部環境政策課環境政策係

電話：0824-62-6136 FAX：0824-62-6397

E-mail：kankyo@city.miyoshi.hiroshima.jp

5 公営住宅の緊急一時提供

被災された皆様の一時的な住居の確保のため、市営住宅を緊急一時提供します。

(1) 受付窓口

三次市役所 財務部財産管理課（本庁東館4階）、各支所

(2) 受付時間

平日8時30分～17時15分

(3) 問い合わせ先

財務部財産管理課住宅管財係

電話：0824-62-6161 FAX：0824-62-6235

E-mail：zaisan@city.miyoshi.hiroshima.jp

6 三次市社会福祉協議会による被災された方へのボランティア支援について

「三次市災害ボランティアセンター」において、民家の家屋内の清掃や片づけなどのボランティア依頼を受付されています。

(1) 依頼方法

電話又はFAX

(2) 問い合わせ先・受付時間

三次市災害ボランティアセンター（三次市福祉保健センター2階）

・電話：0824-63-3340（9時00分～16時00分）

・FAX：0824-62-6827（24時間受付）

7 ふるさと納税による緊急寄附受付

平成30年7月豪雨により、市内各地域で家屋の浸水や土砂崩れなど、広範囲に被害が発生し、今後の復旧・復興に向け多くの支援が必要になると見込まれることから、ふるさと納税による緊急寄附の受付を開始しました。

なお、今回の大雨災害に伴う緊急寄附に対するお礼の品はありませんのでご了承ください。

平成30年西日本大雨災害に伴う緊急寄附受付フォーム

【三次市】<https://www.furusato-tax.jp/saigai/detail/484>